

環境 KANKYO NIKKO

にっこう

No.36

2018/4

発行 日光市役所産業環境部環境課
〒321-1292
今市本町1番地(本庁第4庁舎1階)
TEL 21-5152 FAX 21-5128
Eメール kankyou@city.nikko.lg.jp



「清けき朝」 鈴木 茂男氏 (群馬県太田市)

奥日光清流清湖フォトコンテスト2017【会長賞】

指定ごみ袋の準備はお済みですか？

4月からは家庭ごみが有料になります。燃えるごみ(有料化対象外は除く)は、指定ごみ袋に入れて、袋の口を縛ってからごみステーションに出してください。

指定ごみ袋を使わずに出されたごみやルール違反のごみについては、注意を促すシールを貼り、収集をしませんので、ご注意ください。

指定ごみ袋の取扱店

指定ごみ袋は、市が指定したお店で扱っており、163店舗のスーパー、コンビニ、小売店などが販売しております。取扱店については、ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

指定ごみ袋の種類と価格

指定ごみ袋は、4種類あります。10枚1組で販売しており、どの取扱店で購入しても同じ価格になります。

サイズ	販売価格 (10枚1組)	1枚単価
10ℓ	100円	10円
20ℓ	200円	20円
30ℓ	300円	30円
45ℓ	450円	45円

【指定ごみ袋の価格】



*販売価格には消費税はかかりません

(詳しくは) <http://www.city.nikko.lg.jp/haikibutsu/siteoriatsukaiten.html>

指定ごみ袋を使わず
出せる燃えるごみ
(有料化対象外のごみ)

- ・せん定枝
- ・刈草、落葉
- ・紙おむつ(ペット用を除く)
- ・ふとん(座ぶとん程度の大きさに切る)

*詳しい出し方については、新しい「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。



◎指定ごみ袋に入れて直接クリーンセンターに持ち込むこともできます。指定ごみ袋で処理手数料を負担していただいているので、窓口での徴収はありません。ただし、指定ごみ袋以外での持ち込みは、10kgあたり150円の処理手数料がかかります。

奥日光清流清湖フォトコンテスト2017 入賞作品 決定!



奥日光清流清湖保全協議会では、今回で5回目となるフォトコンテストを行いました。

今回は、「〽奥日光〽輝く山と水辺の景色」をテーマに平成29年7月1日から、11月30日まで募集を行い、165人の方から383作品の応募がありました。

今回応募されたすばらしい作品の中から、中学生以下対象の奨励賞2作品を含む21作品が入賞いたしました。

ここでは、会長賞、副会長賞、奨励賞に選ばれた各作品をご紹介します。

奥日光清流清湖フォトコンテスト2017

・会長賞 「清けき朝」

鈴木 茂男 (すずきしげお) さん (群馬県太田市)

・副会長賞 「思い出を彩る」

鈴木 英子 (すずきえいこ) さん (群馬県太田市)

「釣り無心」

仲川 弘道 (なかがわひろみち) さん (群馬県太田市)

・奨励賞 (中学生以下対象)

日光仮面奨励賞 「夏の始まり」

越智 優心 (おちゆうしん) くん (神奈川県相模原市)

とちまるくん奨励賞 「初夏の竜頭」

岩井 優志 (いわいゆうし) くん (埼玉県草加市)



入賞した作品は、市のホームページに掲載しています。ぜひ、ご覧になってください。
<http://www.city.nikko.lg.jp/kankyou/gyousei/shisei/kankyou/seiryuuseiko.html>

◇ 奥日光清流清湖保全協議会とは・・・

奥日光は、我が国を代表する日光国立公園内でも特に風光明媚な地域であり、季節毎に多種多様な景観を見せる自然探勝の名所として知られています。

また、平成17年には、湯ノ湖、湯川、戦場ヶ原及び小田代原が「奥日光の湿原」としてラムサール条約湿地に登録されています。

当協議会では、奥日光水域の保全対策を総合的に進めるため、「奥日光清流清湖保全計画」を策定し、地域住民や行政関係者などの幅広い協力の下で水質保全活動を行っています。

ナガミヒナゲシをご存知ですか？

外国からもたらされたケシ科の外来生物で、爆発的に広がる恐れが指摘されています。観賞用栽培を制限するものではありませんが、在来植物の保全を必要としている地域若しくは増えると困る場所では、駆除していただきますようお願いいたします。



開花時期	5～6月
色	紅色、若しくはオレンジ
種子	一つの果実に1,600粒程度 (未熟でも発芽します)

特徴



※色や形は市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.nikko.lg.jp/kankyou/kankyo/nagamihinagesi.html>

* 市民の皆さま向け補助制度のご案内 *

市では、地球温暖化対策や循環型社会の構築を目的に、さまざまな補助制度を用意しています。ぜひ、補助制度をご活用いただき、環境にやさしいまち「にっこう」を推進していきましょう。

■ 住宅用太陽光発電システム

対象設備	住宅用太陽光発電システム
補助金額	2.5万円/1kW (上限10万円)
主な要件	・最大出力10kW未満 ・余剰売電のもの など
申請方法等	売電開始から6ヶ月以内に必要書類を提出 (窓口：環境課)

■ 家庭用生ごみ処理機器

対象機器	①機械式生ごみ処理機 ②コンポスト容器
補助金額	①購入費の1/2 (上限3万円) ②購入費の1/2 (上限3千円)
申請方法等	機器の購入前に必要書類を提出 (窓口：廃棄物対策課)

■ 電気自動車・住宅用蓄電システム

対象設備	①電気自動車(EV) プラグインハイブリッド自動車(PHV) ②電気自動車等充給電システム(V2H) ③住宅用蓄電システム
補助金額	①②10万円 (1台) ③2万円/1kWh (上限10万円)
申請方法等	購入又は設置後3ヶ月以内に必要書類を提出 (窓口：環境課)

■ 資源物回収団体報奨金

対象団体	地域住民で構成され、家庭から出る資源ごみを回収する営利を目的としない団体 【例】自治会、PTA、子ども会、老人会など
対象ごみ	新聞紙、びん、アルミ缶など
補助金額	6円/1kg (上限なし)
申請方法等	事前に実施団体を登録、回収後に実績報告 (窓口：廃棄物対策課)

《くわしくはこちらをご覧ください。》

○太陽光、電気自動車はこちら

<http://www.city.nikko.lg.jp/kankyou/guide/tochi/hatsuden/index.html>



○生ごみ処理機、資源物回収はこちら

<http://www.city.nikko.lg.jp/haikibutsu/guide/seikatsu/gomi/hojo.html>



廃品回収 業者に注意

トラックなどで「無料廃品回収」などとアナウンスしながら、不用品回収を行っている業者をみかけますが、日光市ではこのような業者に廃棄物の収集運搬の許可を出していません。家庭ごみの収集・運搬には、市の許可が必要です。無許可での不用品回収行為は重大な犯罪です。

安易な考えで不用品回収業者に処分を依頼することは、トラブルや不法投棄の原因になりやすいので、トラブルに巻き込まれないようにご注意ください。



お問い合わせ先：廃棄物対策課 (21) 5138

「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」について

栃木県では、本年2月、県と市町の連携のもと、太陽光発電事業者による適切な事業実施のための自主的な取組を促し、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的に指導指針を策定いたしました。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/saiseikanouenergy/shidoushishin.html>



○条例の目的

市内に太陽光発電設備を設置する事業が地域環境に及ぼす影響を考慮し、設置事業に関して必要な事項を定めることにより、設置事業と地域環境との調和を図り、良好かつ安全な市民生活と持続的に享受し継承される自然の保持を目的としたものです。

- ・ **保全地区内**において発電設備を設置する場合には、**許可**が必要となります。
- ・ **保全地区以外**において発電設備を設置する場合には、**届出**が必要となります。

○対象となる太陽光発電設備

出力10kW以上の太陽光発電設備（ただし、建築物の屋根及び屋上に設置するものを除きます）

○保全地区（許可を要する地区）

- | |
|---------------------------|
| 1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 |
| 2. 砂防指定地 |
| 3. 河川区域及び河川保全区域 |
| 4. 鳥獣保護区の特別保護地区 |
| 5. 史跡、名勝、天然記念物等 |
| 6. 国立公園（普通地域を除く。）及び県立自然公園 |
| 7. 県自然環境保全地域 |
| 8. 上記以外に市長が別に定める地区 |

○手続きについて

事業計画を策定する前に、環境課窓口でご相談ください。
また、条文や様式等は市ホームページで確認することができます。

<https://www.city.nikko.lg.jp/kankyoku/kankyo/taiyoukouhatuden.html>



「日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例」が平成30年4月1日に施行されます。個人でも法人でも対象となります。

お知らせ

事業用の太陽光発電設備の設置をお考えの方へ